

2026年衆院選後の日本社会を考える

成澤孝人(信州大学)

これまで、とりとめなく考えてきたことをちょっと整理。変なことを言い出すかもしれないので、そこはご容赦ください。

2026年衆院選…石破から高市へ

石破…戦後80年談話

高市…安倍の継承者

⇒同じ政党だとは思えないほどの政策のぶれ

2025年参院選

→参政党の躍進…教育勅語や特攻隊を支持する政党が躍進したことが衝撃をもって社会に受け取られた。～インターネットと政治という新しい問題

2024年衆院選

→裏金問題をきっかけとした自民党の過半数割れ…多党化している日本では、政権交代はおこらない。～玉木ショック

日本社会が突然右傾化したわけではない。

But 世界的な潮流としての外国人排斥の影響はあるが。しかし、日本社会の外国人差別は昔から。

90年代以降のグローバル経済主義の進展と歩調をあわせ、多文化主義が日本社会にも浸透していくかにみえた状況があった。そのような傾向に対するバックラッシュが、いま起きていることではないか。

「高市推し」は、日本の有権者が生み出したものだが、日本の有権者は、彼女の政策を積極的に支持したわけではない。裏金問題で、自民党を過半数割れさせたのも日本の有権者であることを理解する必要がある。

ロシア、中国という権威主義大国に対する漠然とした恐怖はあるのだろう。その漠然とした不安と「高市推し」がうまく共存したのではないか。⇒アメリカと心中するわけにはいかないことを、有権者にわかってもらう必要がある。

1 日本における立憲民主政

立憲民主政…基本的人権を民主主義によって確保しようとする国家体制⇔権威主義国家

二つの体制の違い…国民の自由を大事にするか否か⇒国民を大事にするか否か。

権力を恣意的に行使して、人の自由を侵害する国家が権威主義国家

権力が、人々の自由な意見によって統制され、多くの人の利益のために使われるのが立憲民主政の国家

立憲民主政の体制…ヨーロッパ発

しかし、ヨーロッパは、植民地支配の横暴な国家でもあった。

戦前日本…天皇中心の近代国家を作り、資本主義を育成し、強国に。しかし、経済的困難から、軍部による独裁政権へ。戦後日本…戦前の反省 平和・人権・民主⇒戦後民主主義

2 日本国憲法の制定

日本国憲法の制定作業…かなりの突貫工事。

考えてみれば、戦勝国がアイデアを自ら考えて制定させるとは野蛮な行為。しかし、だからこそ、当時の世界の理念が直截に反映されている。

…憲法を作る際、どうしても、作る主体に有利になってしまう危険性がある。フランス、アメリカの成文憲法は、革命という国民が参加する共通の政治的体験が根っこにある。それがない場合、権威主義的な国家体制が生まれる危険がある。

9条…国家権力の究極的な力である軍隊を否定した。⇒本当に軍隊を廃止したままにならなかったという現実⇒それにもかかわらず、一切の戦力を持たないという9条の規範は、日本の自衛隊を強力に統制してきた。シビリアンコントロールの難しさ…戦後日本は、それを考える必要がなかった。

9条…国民の熾烈な戦争体験という共通基盤→憲法がある社会に定着するためには、そのような共通体験が必要

90年代に入り、日本社会は、人権という価値を受け入れるようになる。⇒ここに今後の展望があるはず。

3 日本型立憲主義

(1) 日本における立憲民主政

イギリス憲法からの知見～政治的立憲主義～裁判所ではなく、選挙と国会を通じた民主過程によって、国民の自由を守ろうとする。

政治的立憲主義・民主主義が多数決主義だとすれば、民主主義そのものではない。しかし、民主過程によって人権を保障しようというのであるから、民主主義と大きく関係する。

⇒日本の立憲主義の実践は、日本国憲法を前提とした、政治的立憲主義・日本型立憲主義

～裁判所の立憲主義への貢献は、それを確認するという役割。

…21世紀に入って、裁判所も立憲主義の展開に貢献しているという反論⇒平等と選挙権、また、過去のあまりにもひどい人格権侵害については、そのようなきざしがみられるが、表現の自由についてはまだまだ。⇒憲法103本で書いた。

安保法違憲訴訟の帰結⇒仙台高裁判決…合憲限定解釈 これ自体は成果であったと思うが、この判決が立憲民主党主流派の合憲論に影響した可能性は否定できない。そうであるとすれば、仙台高裁判決は、よくない形で政治に反映してしまった可能性もある。もちろん、これは、政権獲得のみに執着する政治家のせいであり、違憲訴訟を担った市民の責任ではない。

(2) 日本型立憲主義の内容

原型…55年体制

批判的な市民が社会党や共産党という野党を通じて、国会を通じて、平和や人権に反する法律の制定に反対していく。この動きにメディアや研究も協力する。⇒法律の制定を許しても、限定がかかるし、その後の運用にも影響。

破防法(1952)

靖国神社法(1974)⇒廃案

スパイ防止法(1985)⇒廃案

国際連合平和協力法(1990)⇒廃案 その後、1992年により限定的な PKO 協力法が成立

1994年の選挙制度改革⇒日本型立憲主義の破壊をねらったもの

市民の側…「9条の会」で対抗 より憲法典維持に焦点をあてた運動⇒これまでのところ、明文改憲を阻止し続けている。～この動きをどう再生するか、が、今後のキーになるはず。

(3)90年代からの「改革」をどう考えるか？

改革に賛成する学者・メディア⇒イギリス型の二大政党制を求めた。そのための小選挙区制の導入⇒うまくいったとは到底いえない。もうそろそろ、そこに気がつかなければならない。

起きたこと…自民党の変化 ボトムアップ政党から、トップダウン政党へ 小泉劇場

小泉→民主党への政権交代→安倍政治 トップダウンからの憲法政治の破壊 2014-2015 安保法 2017 共謀罪 それに対して、批判的市民の抵抗がおき、ここに、野党が活路を見出していく過程⇒ネオ55年体制

2017年総選挙⇒立憲民主党…日本型立憲主義の持続性

⇒境家史郎 ネオ55年体制(批判的なニュアンス) しかし、逆に、日本の立憲主義はこの形態でしか成功していないことを示しているのではないか？わたしたちの運動も、この構造を理解した上で、なされていくべきではないか。

2016年参議院選挙…民進党=3分の2の阻止 民進党は、これでなんとか議席を回復 その方針に反対する人たちが、おこしたのが、2017年の「希望の党」さわざ。

⇒今回も同じことが起きた。が、2017年の再来にはならず、2017年の立憲民主党の立役者は、政治から退場。

日本型立憲主義から解放されたい勢力は、今回の「中道」を育てていこうと主張しているようだが、わたしには、その未来がみえない。

日本国憲法を前提とした二大政党制にはなれないというのが、この30年の帰結ではないか。

① 日本国憲法→②批判的市民・メディア・学者→③本当は権威主義を支持している勢力の抑制 というバランスでなりたっているとすれば、②→③の抑制力が低下すると③が進んでしまうから。

(4)責任ある二大政党制による政権交代？

90年代からの議論(もう30年もたってしまった)…イギリス型の政権交代を理想とする議論。「権力をとっていいことやろう」。～当時から、日本の有権者はおいてけぼり。(今回もそれであり、「中道」は、そのいやらしい意図を見透かされたのだと思う…「高市さんは、人を批判しない」「高市さんはけなげだから応援」それに対して、「中道」は、上から目線、という評価。)

思いつくまま

a しかし、イギリスの二大政党制は、イギリスの歴史の中から、生み出されたものであり、簡単にまねできるものではない。

b 日本における強力な第二院の存在⇒90年代改革の時に、それほど問題にされなかったのが不思議なくらい。

⇒2010年参議院選での敗北が民主党政権をとん挫させた。

c イギリスの二大政党制は成功しているのか？

a 戦後のコンセンサスの中で、労働党政権⇒福祉国家改革⇒サッチャー以前の二大政党制は、戦後のコンセンサスの中で生じる。

1979年のサッチャー改革の後、1997年まで、政権交代はなかった、ということはどう考えるか。

18年の保守党政治後の政権交代は、「ニュー・レイバー」

※民主党は、「ニュー・レイバー」をねらう。小泉が周回遅れのサッチャー改革をやった結果、民主党に政権が動く。しかし、民主党は、自らに課せられた課題(格差の是正)を自覚することなく、準備不足のため、2010年の参議院選であえなく敗退し、二大政党制の芽はつぶされることになった。

※※安倍政治がすごいのは、労働者の賃金を上げようとしたこと。アベノミクスそれ自体も、サッチャー改革とは反対のベクトル。高市は、安倍の真似をしようとしている。

b 強力な参議院を有する日本で、そもそも、イギリス型政治は無理なのではないか。

参議院の存在は、日本型立憲主義とも深い関係がある。⇒3分の2の壁。今回、参議院で立憲民主党が維持されている。これが、中道に回収されるかどうかは注目していかなければならない。

c そもそも、イギリスの二大政党制はうまくいってるのか？

⇒コンセンサス型政治の重要性

日本のエリートを、「責任ある二大政党制」の呪縛から解放する必要がある。

4 今後の展望

「戦後民主主義の終焉」→それを求める人たちの言説

しかし、戦後民主主義が、憲法9条を前提としている以上、アメリカを中心とするグローバル世界秩序に積極的に参加したいという欲望とは矛盾する。

※リベラルな価値を維持しながら、アメリカ型グローバル世界秩序に参加したいというのが、「責任ある二大政党制」論。しかし、政治は生き物であるから、日本型立憲主義の構造が緩めば、古い日本的な価値がでてくるのは当然ではないか。安保法を進める人たちが、人権に冷たいという現象。

しかし、日本社会のリベラル化からすれば、古い日本的な価値を上から強制するには限界がある。

通称使用促進法→夫婦別姓使用を促進していくのではないか。

考えなければならないこと…インターネットと政治 兵庫県知事選、2025年参院選、2026年衆院選 しかし、安易に規制に賛成することは、日本の立憲民主政にとって逆効果になるのではないかという直感をもっている。

アメリカ型グローバル世界秩序に参加する二大政党制が、本当に魅力的なのか？

特に、アメリカ型グローバル世界秩序は、急速に崩壊しつつある。日本の市民の生命と自由を守るために、日本国憲法は捨てるてはならないはず。その点を、社会に、どうやって発信していくか、が課題。

日本型立憲主義の中核→リスポンシビリティ、アカウントビリティ。改革で得たもの、トランスペアレンシー

日本型立憲主義の古いものは、更新していく必要がある。しかし、重要な構造は、自由と平等を確保するためには捨てるべきではないし、立憲民主政が、その国の社会の実践の中で生成していく以上、そもそも、簡単には捨てられないのではないか。

まずは、国旗損壊罪、スパイ防止法に反対していくとともに、憲法の明文改正に備えて、日本国憲法が日本国民のために役に立っていることをわかりやすく可視化していく活動をしていきたい。